

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ、ヌ) 第〇〇号	物件番号 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 22 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 松 坂 亜 衣

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 14 日 午後 1 時 00 分 場 所 盛岡地方裁判所第 2 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者 (国や都道府県、債務者でない所有者等) に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 22 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	12, 400, 000 9, 920, 000	一括	2, 480, 000	69, 542	11, 383
1	2, 690, 000				
2	9, 710, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 盛岡市湯沢南一丁目 |
| | 地 番 | 15番1021 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 228.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 盛岡市湯沢南一丁目15番地1021 |
| | 家屋 番号 | 15番1021 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.13平方メートル
2階 54.86平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 2日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 松 坂 亜 衣

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 盛岡市湯沢南一丁目 |
| | 地 番 | 15 番 1021 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 228.81 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 盛岡市湯沢南一丁目 15 番地 1021 |
| | 家屋 番号 | 15 番 1021 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 57.13 平方メートル
2 階 54.86 平方メートル |



令和8年(ケ)第12号

令和8年3月26日受理

令和8年6月3日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 盛岡市湯沢南一丁目 |
| | 地 番 | 15番1021 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 228.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 盛岡市湯沢南一丁目15番地1021 |
| | 家屋番号 | 15番1021 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.13平方メートル |
| | | 2階 54.86平方メートル |

不動産の表示	「物件目録（物件１、２）」のとおり			
住居表示	盛岡市湯沢南一丁目４番６号			
土地	物件１			
現況地目	■宅地			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり			
建物	物件２			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類： 構造： 床面積：</td> </tr> </table>		{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table>		{	地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日
{	地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件 1 土地関係

- 1 本土地は、物件 2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、北側で盛岡市所有の雑種地（地番 湯沢 2 地割 1 5 番 1 1 4 8）に接面している。

現況、本土地は、北側で幅員約 6. 1 メートルの舗装市道「湯沢団地西 6 号線」に接面している。

- 3 本土地にはスチール製の物置が 1 個存在する。これは、土地への定着性が無い工作物である。（土地建物位置関係図、写真 3 参照）

■物件 2 建物関係

本建物の屋根には太陽光パネルがあり、A は自己が所有している旨を陳述している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	物件2建物は、私が住居として使用しています。物件2建物には太陽光パネルがありますが、私が165万円ほどで購入し、所有しているものです。 6年ぐらい前までは小型犬を一匹飼っていましたが、その後は、そういったペットは飼っていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月27日(金)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和8年3月27日(金)	盛岡市役所	課税関係資料申請(事務員)
令和8年3月27日(金)	執行官室	道路照会(HP閲覧)
令和8年5月7日(木)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和8年5月18日(月) 17:10~17:15	物件所在地	物件確認、外観調査
令和8年5月27日(水) 13:50~14:40	物件所在地	A立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在であったので、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

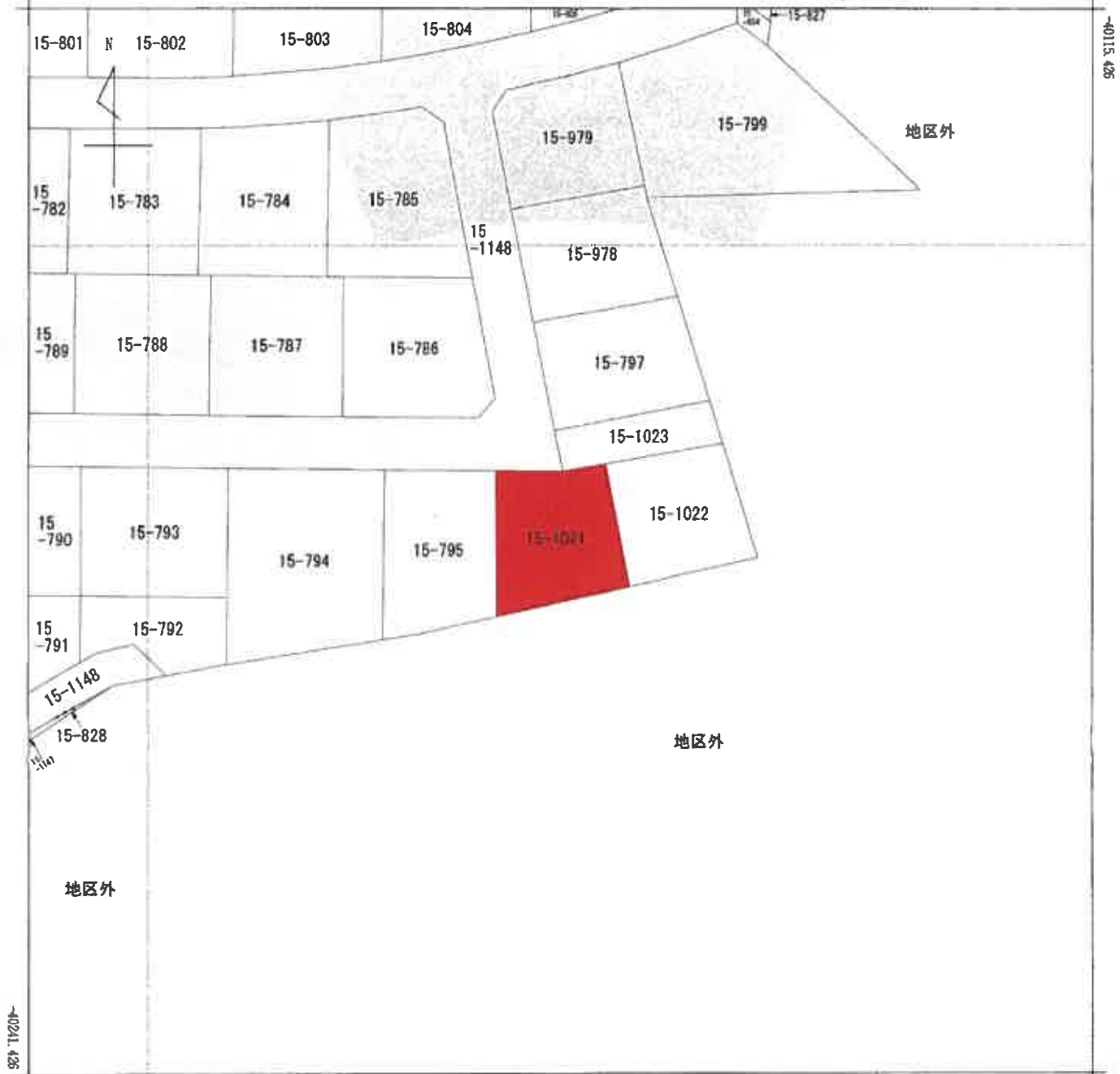
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小

(座標値種別：四上測定)

+22813.126



+22688.126

(座標値種別：四上測定)

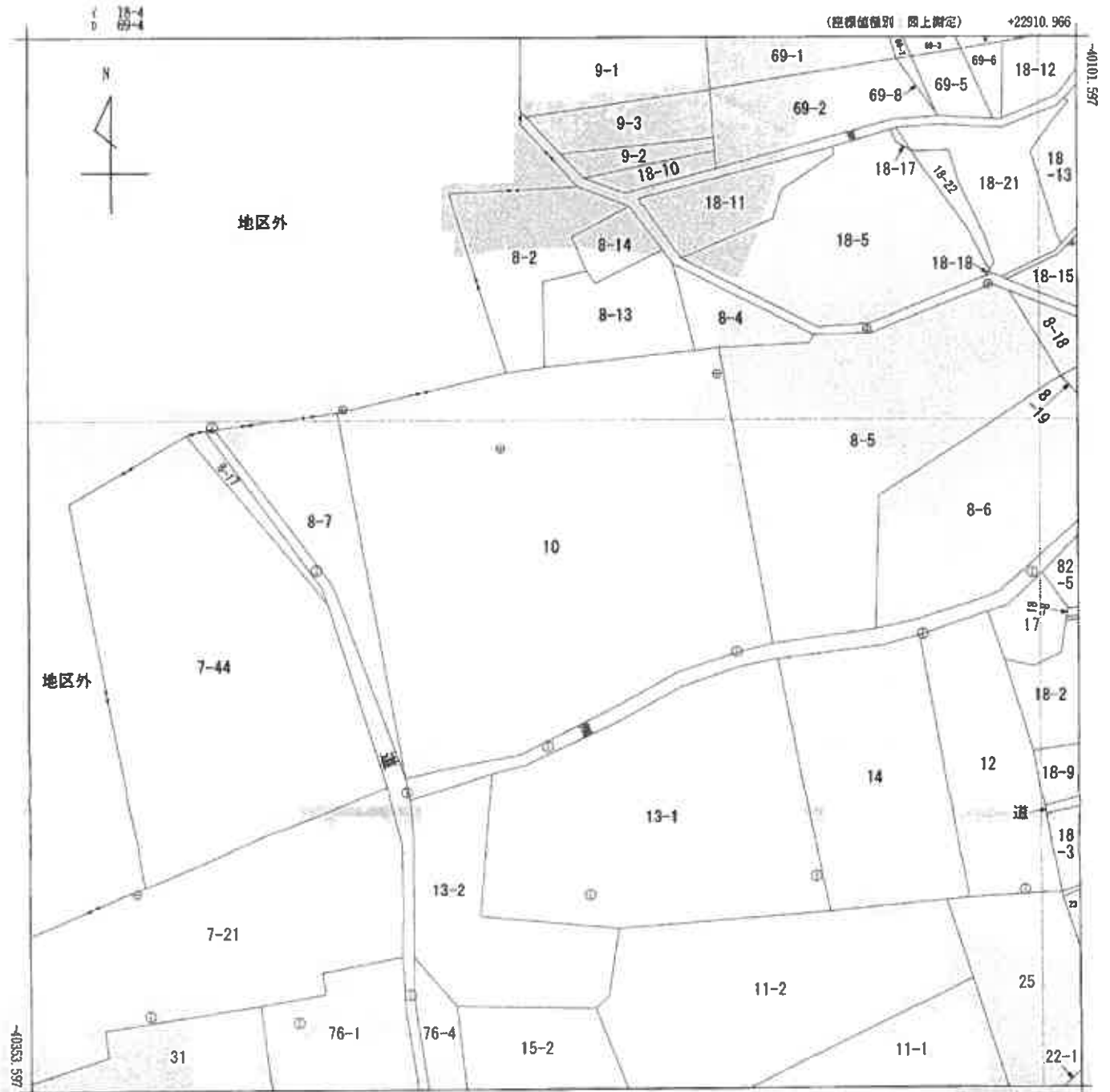
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



- A 湯沢南1丁目
- B 湯沢南2丁目
- C 湯沢2地割
- D 湯沢2地割

請求部	所在	盛岡市湯沢南一丁目				地番	15番1021			
出力尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	その他
作成年月日	昭和56年3月11日				備付年月日(原図)		補記事項			

A3判をA4判に縮小



22660.966 (座標値補正、図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請 求 部 分	所 在					盛岡市湯沢1地割					地 番	10番	
出 力 縮 尺	1/1000		精 度 区 分	乙一	座 標 系 又 座 番 号 記 号	X	分 類	地図(法第14条第1項)			種 類	地籍図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)					補 記 事 項			

A3判をA4判に縮小

前 15-1021 後 新 地 積 測 量 図 1/3

地 番 15-1021

土地の所在 紫波郡都南村大字湯沢式地部字後島

岩手県盛岡市湯沢 南一丁目

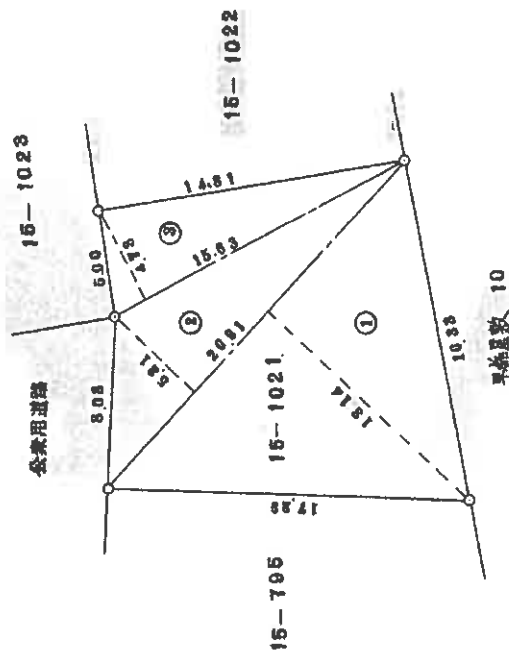
求積計算式

15-1021

① $20.91 \div \times 13.14 = 274.7574$
 ② $20.91 \div \times 5.21 = 108.9411$
 ③ $15.63 \div \times 4.73 = 73.9299$
 計 457.6284
 1/2 228.8142
 地 積 228.81 m^2

境界線の表示

○ コンクリート杭



作製者

申請人

縮尺 1/250

図号 62.9.7

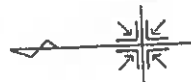
A3判をA4判に縮小

各 階 平 面 図 建 物 図 面

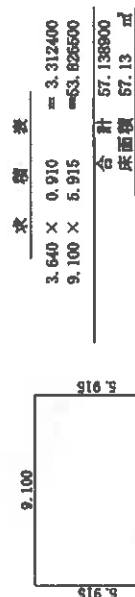
家屋番号 15番1021

盛岡市湯沢南一丁目15番地1021

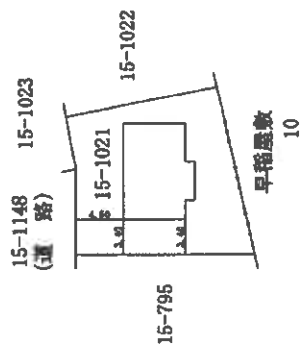
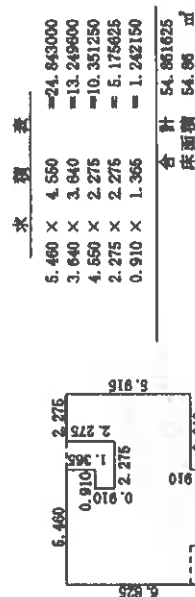
建物の所在



1 階



2 階



報告書No. 1302289

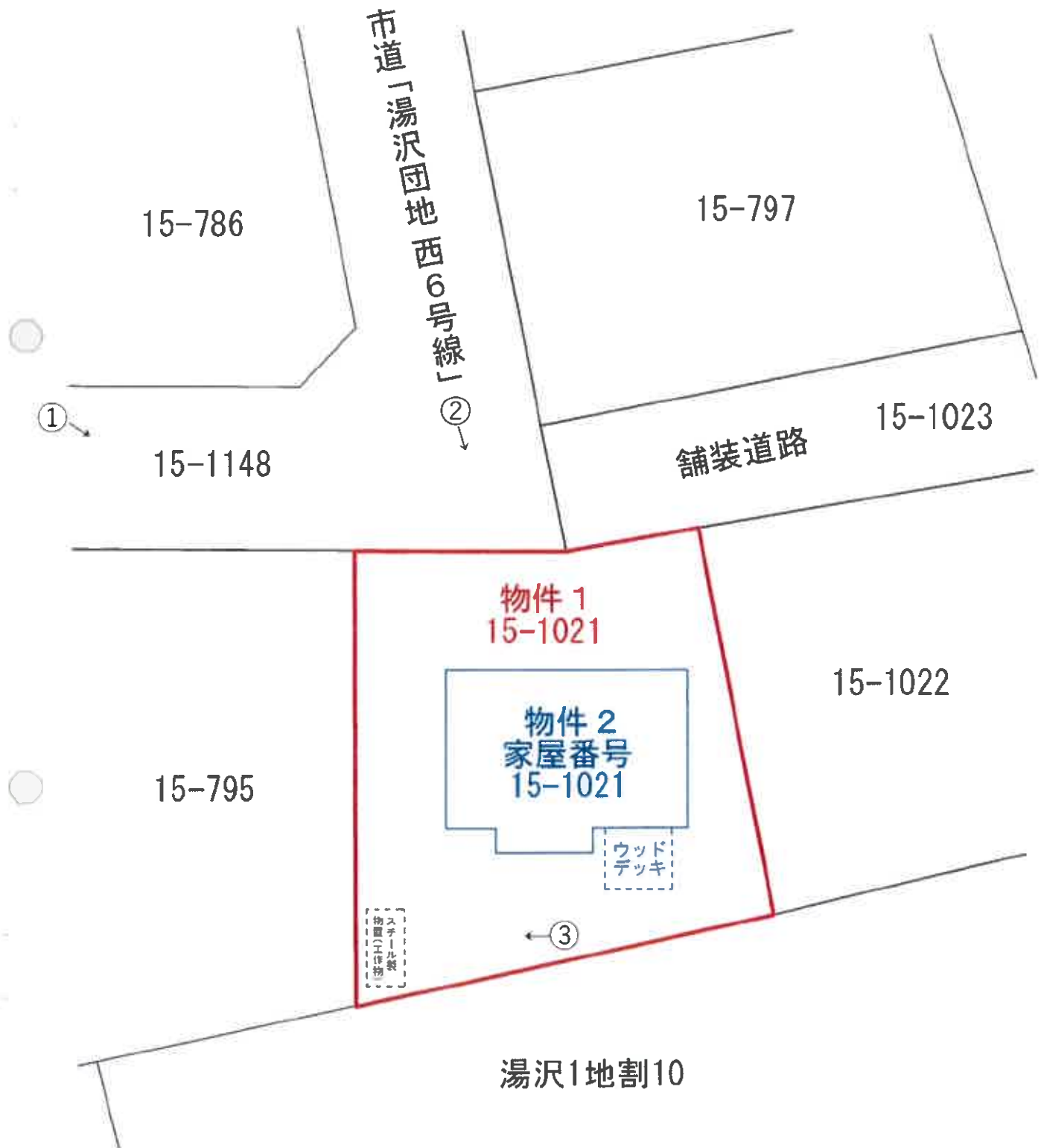
作製者

縮尺 250

申請人

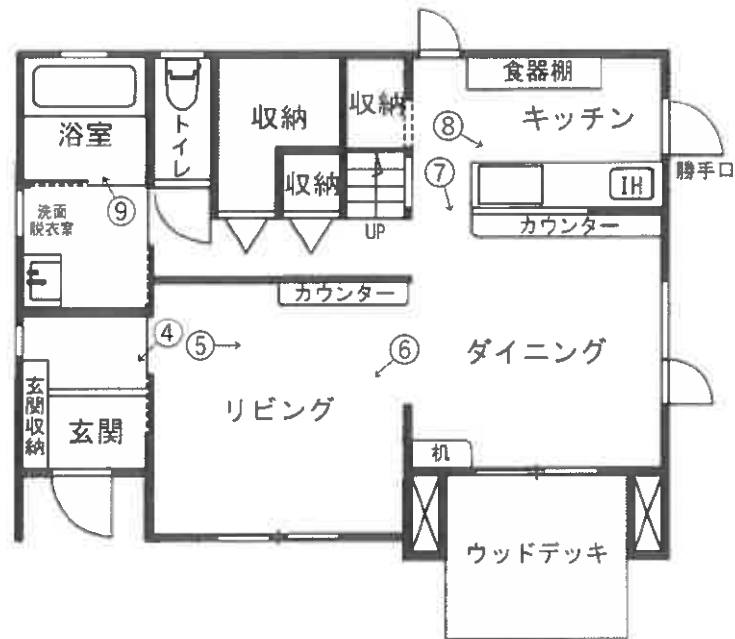
縮尺 500

令和8年（ケ）第12号
土地建物位置関係図

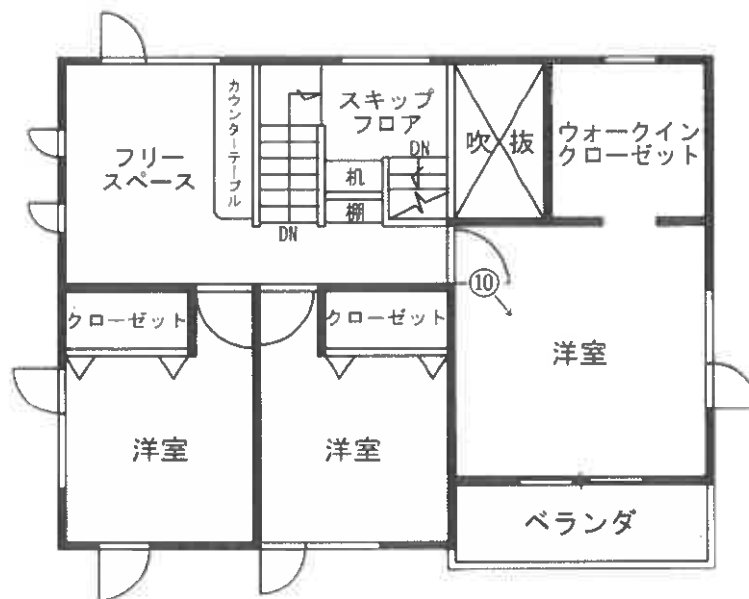


←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地・建物の形状及び位置関係は概略を記載したものである。

物件2建物間取図



1階



2階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9

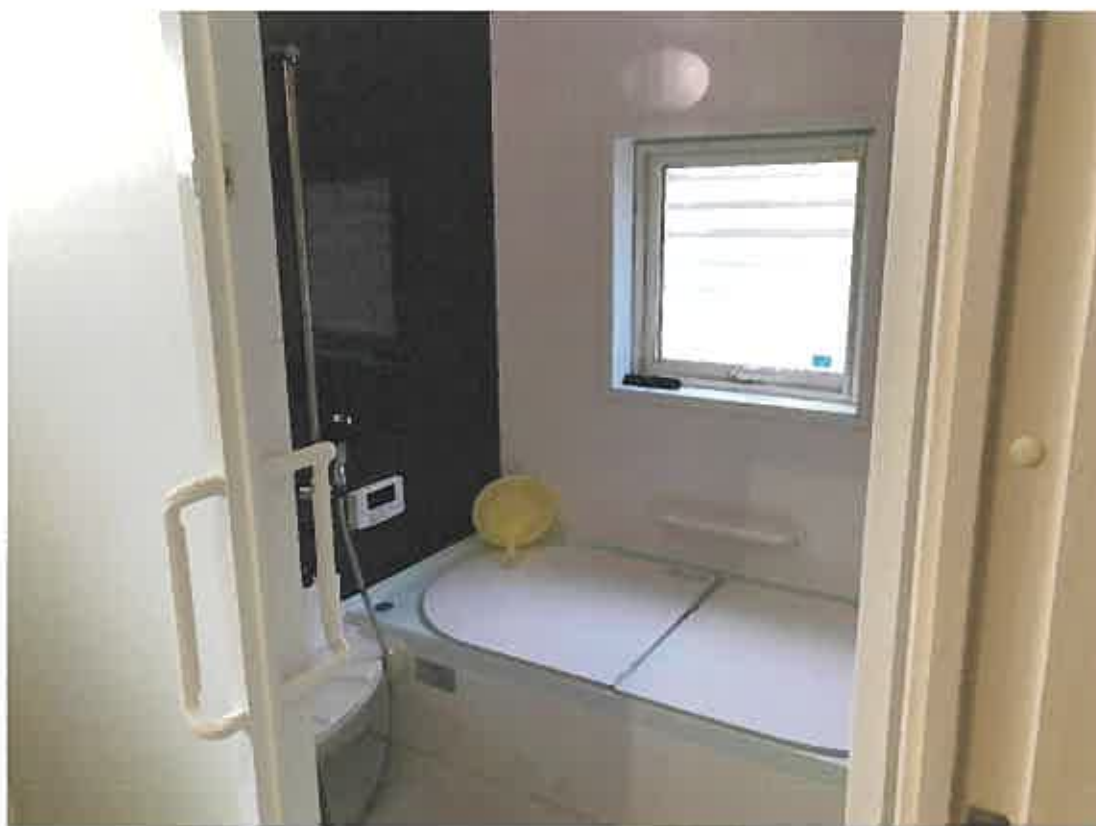


写真 1 0



令和8年（ケ）第 12 号
令和8年5月27日 現地調査
令和8年6月16日 評 価

盛岡地方裁判所 第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

新沼 輝雄

第1 評価額

一括価格	
物件1、2	金12,400,000円
内訳価格	
物件1（土地）	金2,690,000円
物件2（建物）	金9,710,000円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1 (土地)	所在地 在番 目積	盛岡市湯沢南一丁目 15番1021 宅 地 228.81m ²	同 左
2 (建物)	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	盛岡市湯沢南一丁目15番地1021 15番1021 居 宅 木造合金メッキ鋼板葺2階建 1階 57.13m ² 2階 54.86m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
—	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR東北本線「岩手飯岡」駅の南西方・約6.5km 最寄バス停「湯沢団地南口」停の南西方・約200m 盛岡市都南総合支所の南西方・約7.1km 市立羽場小学校の南西方・約3.0km （以上道路距離）	
付近の状況	対象物件が存する地域は、盛岡市郊外に開発された分譲住宅地である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 40% 80% なし 特になし
画地条件	地積 間口 奥行 形状 接道状況 地勢 高低差	228.81㎡ 約13m 約15～17m ほぼ台形 中間画地 概ね平坦 下記市道とほぼ等高の駐車スペースとなっ ている南側中央部分以外のは大半は、道路面より 約0.5m高い。また、南東側部分は道路から土 地内へ上がるスロープ状になっている。
接面道路の状況	北側 幅員約6.1m 舗装市道「湯沢団地西6号線」 （建築基準法第42条第1項1号道路） 当該市道のほか、同じく北側の一部が、盛岡市所有の幅員約5mの舗 装道路（地番15番1023）に接面する。当該道路は市道認定されてお らず、建築基準法上の道路でもない。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として、建物所有者が占有している。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり（集中プロパン方式（供給者：岩手中央農業協同組合） 下水道：あり ガスは敷地内に引き込まれているが、物件2建物には接続しておら ず使用していない。 （注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれているこ とをいう。「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	

特 記 事 項	・対象土地内、南西角に自転車置場付きのスチール製物置（工作物）が設置されている。 ・対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成25年12月15日新築 経過年数 約 13年 経済的残存耐用年数 約 17年
仕 様	構 造： 木造 屋 根： 合金メッキ鋼板葺 外 壁： サイディング 内 壁： ビニールクロス等 天 井： ビニールクロス等 床 ： フローリング等 設 備： 電気、給排水、給湯等 その他： 特になし （注）建物に付属する各種設備については動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	第3目的物件欄記載の通り 現況床面積は登記床面積とほぼ一致
現況用途等	現況用途： 居宅 間 取 り： 建物間取図の通り
品 等	普通
保守管理の状態	概ね経年相応の状態と認められる。
建物の利用状況	居宅として、建物所有者が使用・占有している。
特 記 事 項	・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・建物の附帯設備として、屋根一体型ソーラーパネル式の太陽光発電設備（最大出力4.0kW）が組み込まれている。所有者の陳述によると、新築時から導入されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	26,200	1.000	228.81	1.00	5,990,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 《 盛岡(県)－14 》

地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $26,600\text{円}/\text{㎡} \times 101.4 / 100 \times 100 / 103.0 \times 100 / 100.0 \approx 26,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：地価調査価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標 準 化 補 正：画地条件（方位）＋3%

◇地 域 格 差：格差要因なし

イ 個 別 格 差：格差要因なし

ウ 地 積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：建付減価の発生はないものと判断した。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	215,000	111.99	0.610	14,690,000

ウ 現価率：

耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

【定額法】経済的全耐用年数30年、経過年数13年、経済的残存耐用年数17年、残価率10%で、61%と査定した。

残価率10% + (1-0.10) × [経済的残存耐用年数17年 ÷ (経過年数13年+経済的残存耐用年数17年)]
 = 0.61

【観察減価法】保守管理の状況等を勘案し、減価なしと判断した。

定額法 観察減価
 現価率 = 61% × (100% - 0%) = 61%

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権価格を控除し、建物については土地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件 番号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土 地 利 用 権 価 格 (円) ア × イ ÷ ウ
1	5,990,000	0.25	法定地上権	1,500,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	5,990,000	-1,500,000		1.00	0.60	2,690,000
2	14,690,000	+1,500,000	1.00	1.00	0.60	9,710,000
一括価格 (合計)						12,400,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

【地価調査基準地価格】（盛岡（県）－14）

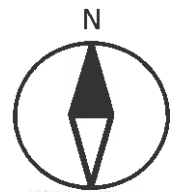
所 在： 盛岡市湯沢東二丁目15番419
価 格： 26,600円／m²
位 置： J R 東北本線「岩手飯岡」駅の南西方約6.3km
価 格 時 点： 令和7年7月1日
地 積： 238m²
供給処理施設： 水道、ガス、下水
接 面 街 路： 南側幅員約6m舗装市道
用 途 指 定 等： 第一種低層住居専用地域
建蔽率40%、容積率80%
地 域 の 概 要： 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図
公図写
地積測量図写
建物図面・各階平面図写
土地建物位置関係図
建物間取図

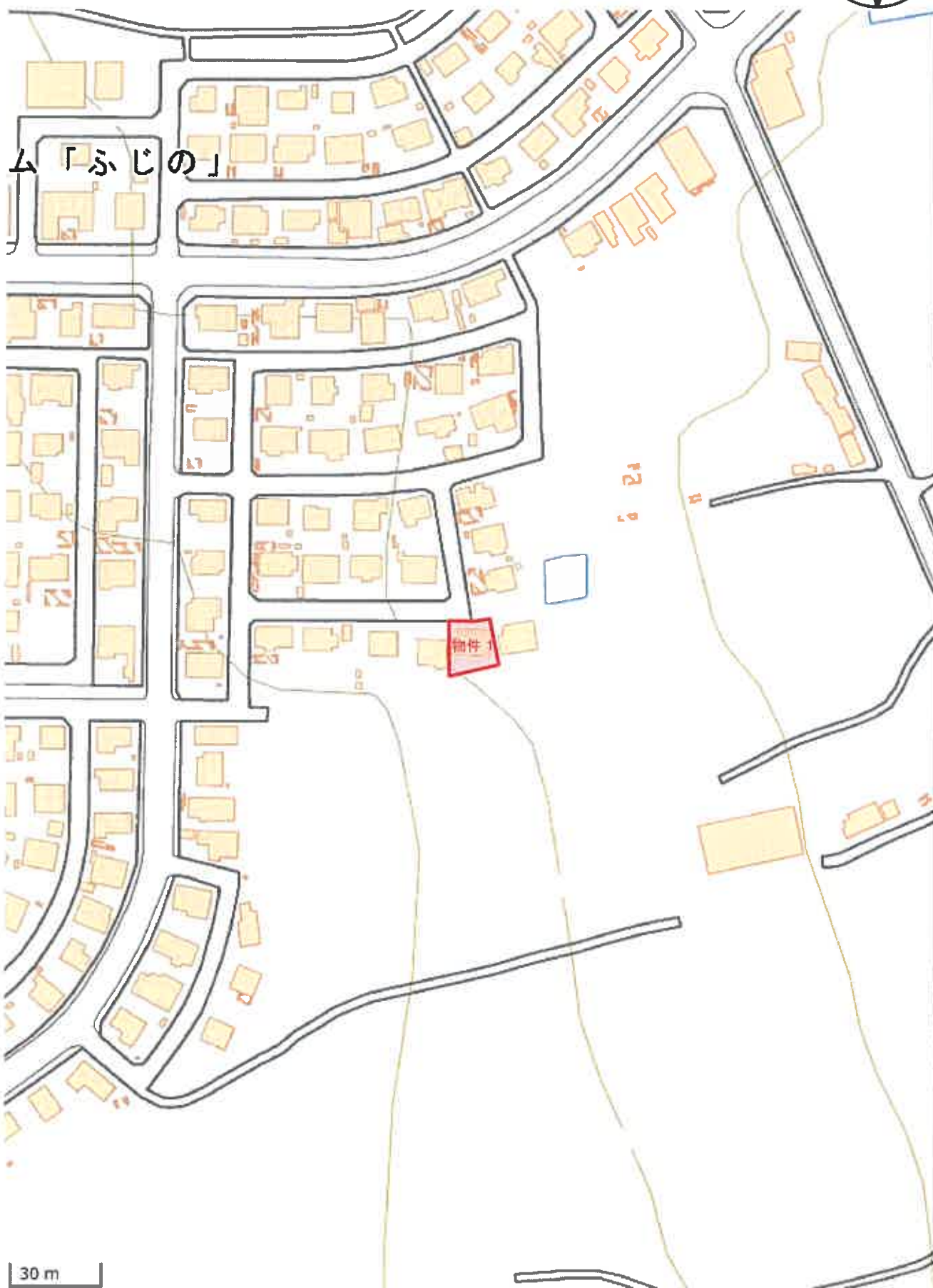
以 上

位置図



国土地理院の電子地形図を加工して作成

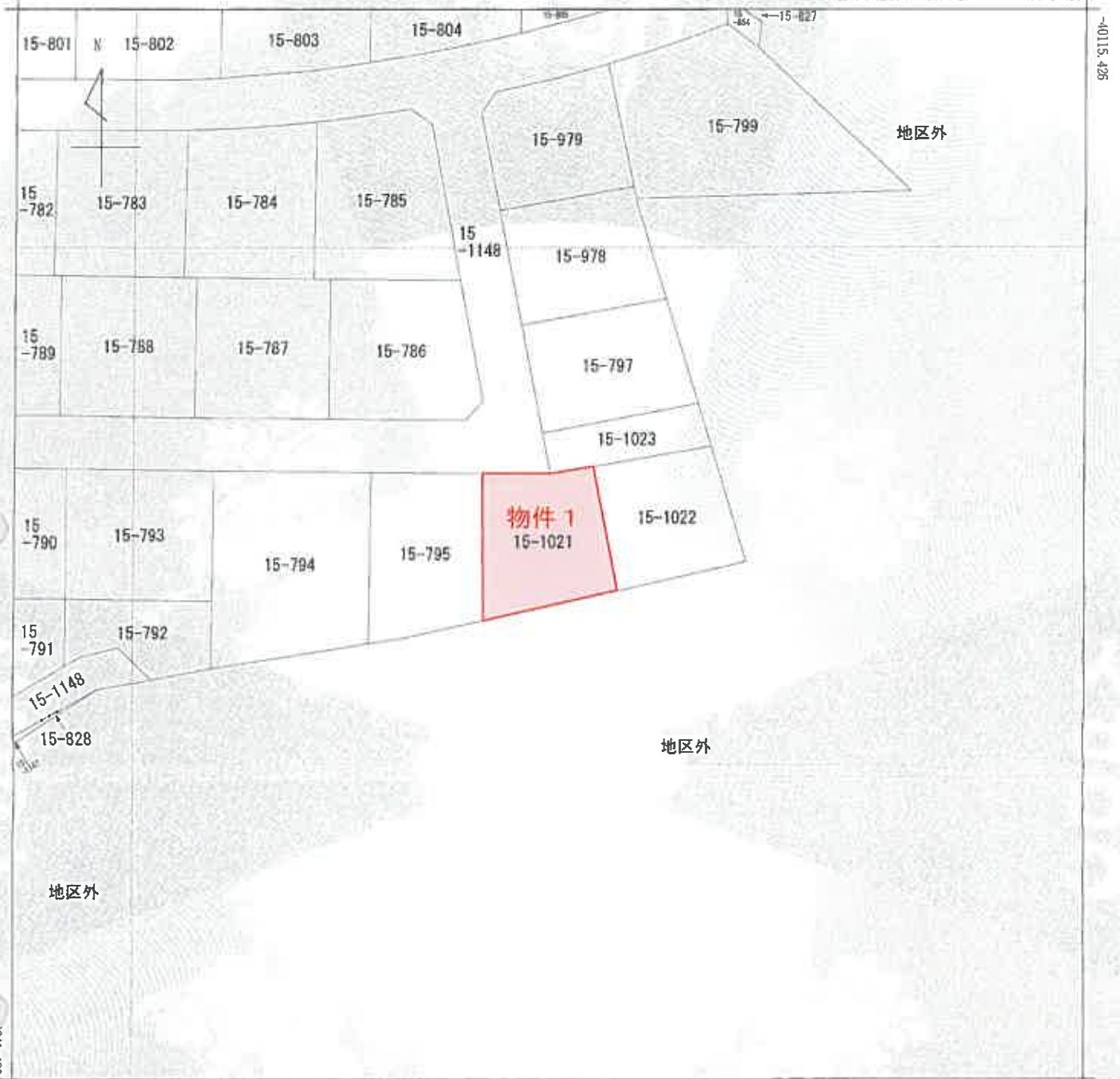
位置図



国土地理院の電子地形図を加工して作成

(座標値種別：図上測定)

+22813.126



+22688.126

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



A 湯沢南1丁目
B 湯沢南2丁目
C 湯沢2地割
D 湯沢2地割

請求部	所在	盛岡市湯沢南一丁目			地番	15番1021		
出力縮尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	その他
作成年月日	昭和56年3月11日			備付年月日(原図)	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月12日
盛岡地方方法務局

登記官

請求番号：13-1
(1/1)

A 3 → A 4 縮小版

登記年月日：昭和62年9月7日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和8年3月30日 盛岡地方支務局

登記官

請求番号：28-1

(1/5)

873397

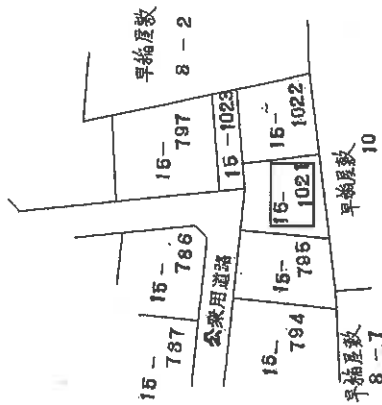
前 15-795 後 15-795 (新)

土地所在図
土地積測量図

地番 15-1021 15-1023

土地の所在 紫波郡南村大字湯沢式地割字後島

岩手県盛岡市 湯沢 南一丁目



申請人

(昭和62.9.1日作製)

作製者

縮尺 1/1000

昭和62.9.7

登記年月日：昭和62年9月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月30日 盛岡地方方法務局

登記官

請求番号：28-1

(3/5)

873399

求積計算式

15-1021

① $20.91 \times 13.14 = 274.7574$ ✓
② $20.91 \times 5.21 = 108.9411$ ✓
③ $15.63 \times 4.73 = 73.9299$ ✓
計 457.6284 ✓
1/2 228.8142 ✓
地 積 228.81 m^2

境界線の表示

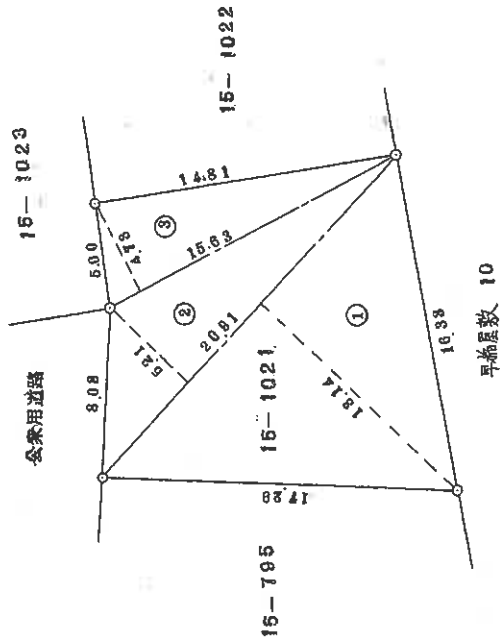
○ コンクリート杭

前 日 後

地 番 15-1021

土地の所在 紫波郡新井村大字湯沢式地割字後島

岩手県盛岡市湯沢 南一丁目



申請人

(昭和62年9月1日作製)

作製者

縮尺 1/250

図紙 62.3.7

A3 → A4 縮小版

登記年月日：平成25年12月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月12日 盛岡地方方法務局

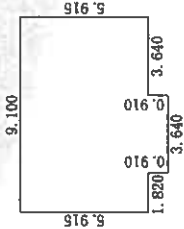
各 階 平 面 図 建 物 図 面

家 屋 番 号 15番1021

建物の所在 盛岡市湯沢南一丁目15番地1021

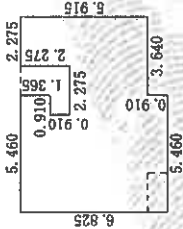


1階

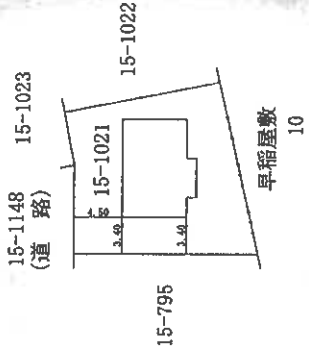


求 積 表	
3.640×0.910	$= 3.312400$
9.100×5.915	$= 53.828500$
合 計	57.139900
床面積	57.13 m ²

2階



求 積 表	
5.460×4.550	$= 24.843000$
3.640×3.640	$= 13.249600$
4.550×2.275	$= 10.351250$
2.275×2.275	$= 5.175625$
0.910×1.365	$= 1.242150$
合 計	54.861625
床面積	54.86 m ²



報告書No.1302289

作 製 者

(平成 25 年 12 月 16 日作成)

縮尺

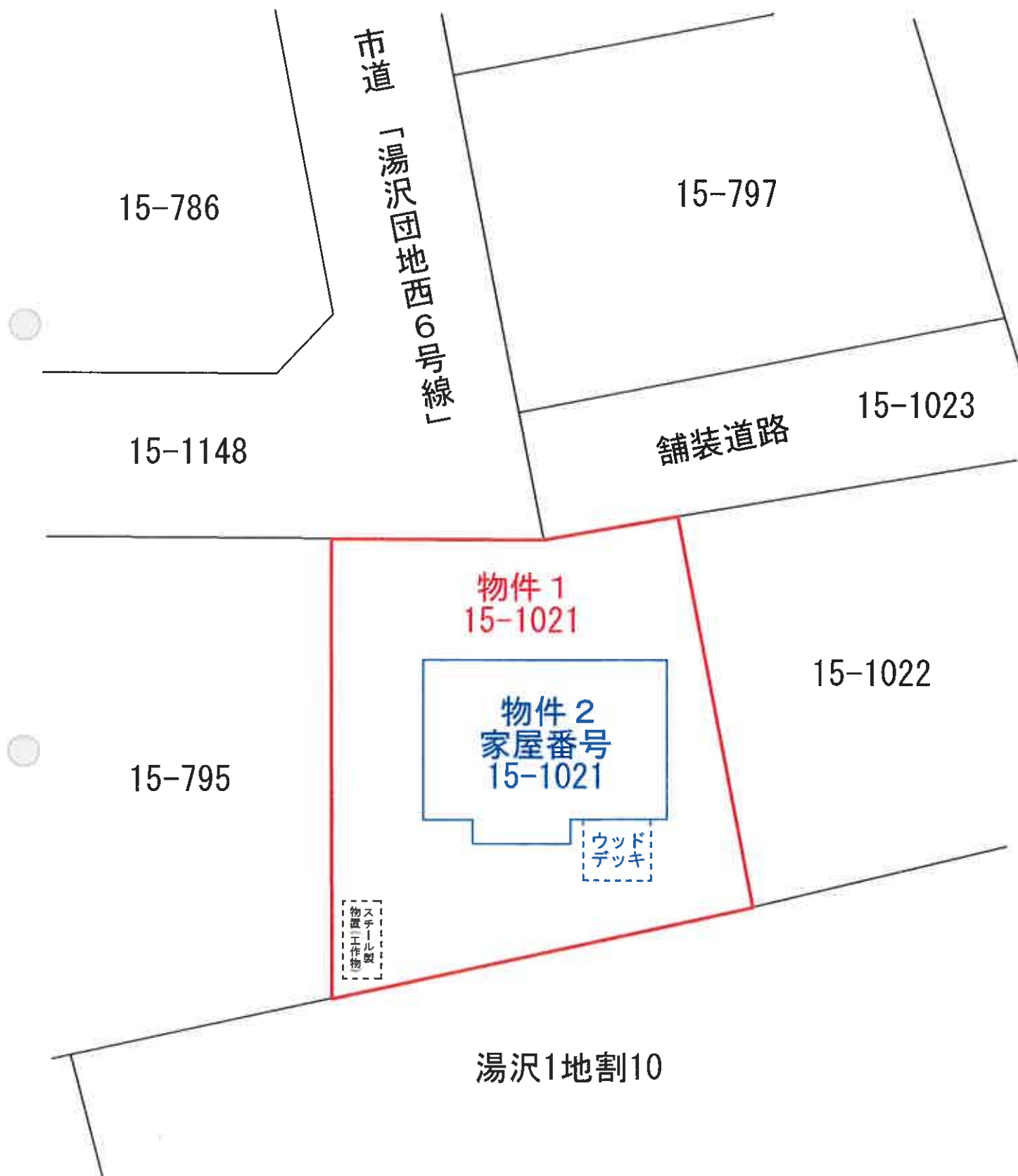
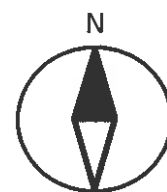
250

申 請 人

縮尺

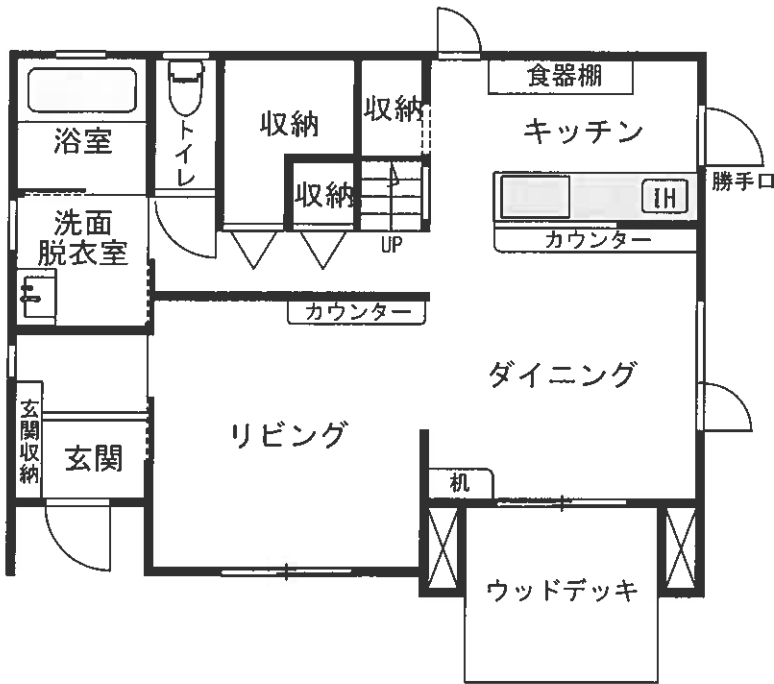
500

土地建物位置関係図

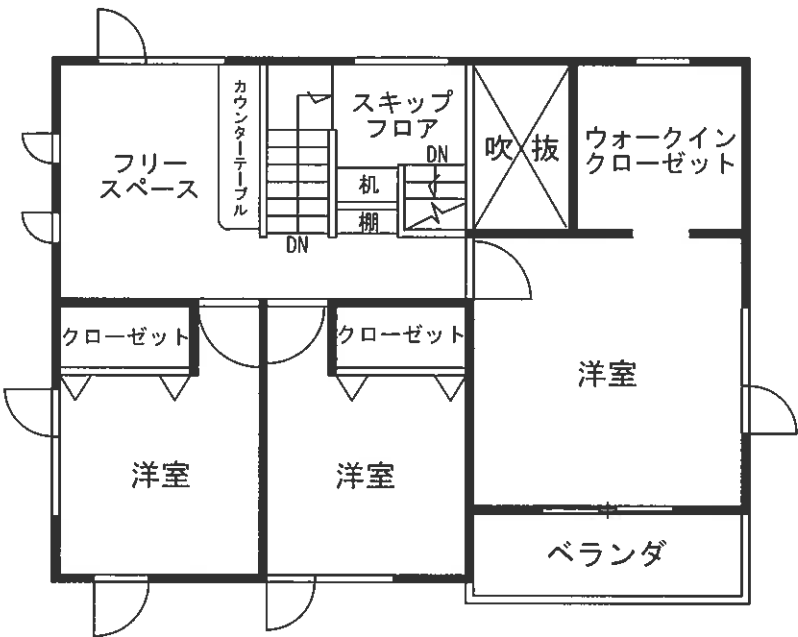


建物間取図

1階



2階



※間取りは概略を記載したものであり、建具・住設機器等の仕様及び規格は便宜的な表示である。